

学校いじめ防止 基本方針

茅ヶ崎市立松林小学校

茅ヶ崎市立松林小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(法律上のいじめの定義)

いじめの定義は、法第2条で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されています。

茅ヶ崎市では、学校の内外を問わず、「された側が少しでも痛い・不快と感じたら「法律上のいじめ」ととらえます。

(1) 本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、ほかの児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

また、子どもに向け、自分はもちろん、他人の「いのち」も大切にして、決していじめをしない心を育む教育活動の充実に取り組みます。

家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、児童が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティ作りに努めます。

(2) いじめの禁止

本校児童は、お互いに尊重する気持ちを持ち、いじめを行ってははいけません。

(3) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

2 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組み

○児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。

○児童が自主的にいじめ防止に資する活動ができるよう指導します。

○交流活動や行事等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で児童を見守る体制づくりに努めます。

- 児童の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化をはかり、児童と
かかわる時間を多くするように努めます。
- 人権を尊重し、道徳心や規範意識を高める教育を通じ“いのちを大切にすること”
や“他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力”を育てていきます。

(2) いじめの早期発見のための取組み

- いじめは、様々な背景から様々な場面で起こり得るものであり、どの子どもでも起こ
り得るものとしてとらえます。大人には気づきにくいところで行われることが多く、
発見しにくいものとして認識して日々見守り、子どもからの SOS を見逃さないように
していきます。
- いじめられていても、いじめを受けた子どもがいじめを訴えない場合やいじめを否定
する場合があるため、注意深く状況を把握していきます。
- 在籍する児童に対する定期的な調査として、「学校生活アンケート」を年2回（6月、
11月）実施します。
- 児童及び保護者がいじめに係る相談ができるよう、スクールカウンセラー、心の教育
相談員の活用を進めていきます。
- いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの
防止等に関する職員の資質向上を図ります。
- 一方の子どもが傷つきながらもそれに耐え、その場では笑顔を見せていることもあるこ
とから、法律上のいじめに該当するかの判断においては、ふざけあいやいじりは法律上の
いじめに該当し得るという認識の下、先入観を持たずに各々の子どもの受け止めに丁寧
に確認することに努めます。

(3) いじめの早期解決のための取組み

- いじめは決して許されないという共通認識に立って対応できるよう、全職員がいじめ
の態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図ります。
- いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合や現場に駆け付けた場合は、現
場の職員がすぐにその行為をやめさせ、その場でできる範囲で個別の聞き取りや指導等
の対応をします。その後、「いじめ調査チーム」に報告し、対応に不備がないか確認を
受けるとともに、引き継ぎます。
- いじめに係る相談を受けた場合は、「いじめ調査チーム」を発足し、対応にあたります。
- いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、い
じめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護
者への助言を継続的に行います。
- いじめを受けた児童が安心安全な学校生活が送れるよう適切な助言や具体的な指導を
行っていきます。
- いじめを行った児童に対しては、相手を傷つけることは許されないことの指導をし
ます。また、その背景・動機については丁寧に寄り添い、自身の気持ちや思いを、相手
を傷つけない形で伝えたり、解消させたりする適切な方法を一緒に考え、より適切な
手段を身につけさせるように働きかけます。その児童や保護者へは、正常な学校生活
を営ませるための助言を継続的に行います。
- いじめを見ていた児童等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つ
よう指導します。
- はやしたてたり、同調したりしている児童に対しては、それらの行為がいじめに加担

する行為であることを理解させるよう指導します。

- いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。

(4) インターネット上のいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、児童及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル等に関する出張授業を実施するなど必要な啓発活動を行います。

3 家庭との連携

- 学校は、いじめの問題をより良く解決するために、いじめを受けた子どもといじめを行った子ども、双方の保護者を支援し、家庭と連携して取り組んでいきます。また、いじめが起きた時には学校と足並みをそろえて対応してもらえるよう「もし、子どもがいじめられたら／いじめたら」を広く周知します。
- いじめを受けた子どもに対して、家庭と連携し、いじめから子どもを守るという強い姿勢を示すとともに、子どもに寄り添い、安全安心な学校生活が送れるよう適切な助言や支援を行っていきます。
- いじめを行った子どもに対して、毅然とした視線で指導するとともに、家庭と連携して、一人ひとりが抱える要因や背景を的確に把握し、適切な助言や支援を行います。

4 いじめ対応組織の設置

いじめと疑われる相談・通報があった場合には、各教職員が速やかに調査・対応を開始し、調査・対応結果を管理職（校長・教頭）に報告します。

(1) いじめ防止委員会

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止委員会」を設置し、年2回程度開催します。

構成員：

管理職、相談・健康グループ総括教諭、学年主任、教育相談コーディネーター、養護教諭

※検討事項に応じて、依頼可能な専門家等の参加を柔軟に検討し、校長が任命します。

活動内容：

- ・いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正

(2) いじめ調査チーム

個別のいじめ事案に対応するため、「いじめ調査チーム」を設置し、いじめと疑われる事案の対応を開始する際に、緊急開催します。

構成員：

当該学年の職員

※学年のみで対応が困難な場合は、校長に報告・相談し、適宜メンバーを拡充します。校長は、事案の複雑さ等に応じて、依頼可能な専門家等の参加も視野に、構成員を柔軟に検討し、任命します。

活動内容：

- ・個別のいじめ事案に関する相談・通報への対応
- ・個別のいじめ事案への対応検討・決定
- ・個別のいじめ事案の対応経過・結果の報告

5 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、市教育委員会に重大事態発生の旨を報告し、その指示を仰ぎます。市教育委員会が学校主体調査とした場合は、「いじめ重大事態調査委員会」を設置し、迅速に調査に着手します。

（１）「いじめ重大事態調査委員会」の構成

○管理職、健康・相談グループ総括教諭、教育相談コーディネーター、学年主任、養護教諭

※ 事案内容により構成員については市教育委員会と検討し、校長が任命します。

※ 構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

（２）活動内容

○発生した重大事態のいじめ事案に関する調査

○調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明

○茅ヶ崎市教育委員会への調査結果報告

○調査結果の説明について、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

6 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の２点を学校評価項目に加え、適正に自校の取組みを評価します。

○いじめの未然防止の取組みに関すること

○いじめの早期発見・早期対応の取組みに関すること